

# 令和8年第2回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和8年2月24日(火)
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 101号室
- 1 開 会 2月24日 午前10時00分
- 1 閉 会 2月24日 午前11時38分
- 1 出席委員 教 育 長 村上 悦郎 君  
教 育 委 員 木下 勇児 君  
教 育 委 員 時松 比佐代 君  
教 育 委 員 高村 さつき 君  
教 育 委 員 石松 愛子 君
- 1 出席職員 事 務 局 長 後藤 栄二 君  
事 務 局 次 長 中島 こず恵 君  
(社会教育係長兼務)  
文 化 振 興 係 長 山下 弘子 君  
学 校 教 育 係 長 原山 慶士 君

## 議事の経過（R 8. 2. 24）

教育長（村上悦郎君） ただいま、出席委員は全委員5人です。定員数に達しておりますので、令和8年第2回小国町教育委員会会議を開催いたします。

（午前10時00分）

教育長（村上悦郎君） 議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。

日程第3「教育長の報告について」、昨日の第1回教育委員会会議にて報告いたしましたので、本日はございません。

教育長（村上悦郎君） 日程第4「教育委員会事務局からの報告について」事務局からお願いします。

事務局長（後藤栄二君） 資料の差替え及び追加配布があります。議案集第4号に文言の誤りがありましたので、申し訳ございませんが、表1枚紙の差替えをお願いいたします。追加資料は、議案第8号の就学援助認定関係資料、それから資料11から14は、行事予定並びに熊本県学力・学習状況調査結果となりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、本日お配りしました年度末・年始の行事予定についてです。教育委員が関係する行事に網掛けをしております。各学校から事前にご案内がありますので、参集時間等はそちらで確認をお願いいたします。併せまして、教職員退任式と辞令交付式は、後日、事務局から案内通知にてお知らせいたしますが、いずれの式も教育委員方に、「開式の辞」と「閉式の辞」をお願いしています。役割を分担したいので、会議終了後で構いませんので割振りをお願いいたします。以上で、報告を終わります。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの報告事項について、質問あるいはご意見等あればお願いします。

教育長（村上悦郎君） それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。日程第5、議案第1号「小国高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の提出のための意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案集1ページ上段をご覧ください。

議案第1号、小国高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の提出のための意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第12号の規定により、小国高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の提出のための意見を聴取する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

県立小国高等学校は阿蘇北部唯一の高校で、身近な高校として地元小国郷からも多くの生徒が進学するとともに、地元には高校があることで、在学中の保護者の経済的負担が大きく軽減されます。しかしながら、小国郷内でも少子化の影響から、ここ数年はひと学年の学級数が1学級になる年もあり、生徒数の確保が大きな課題となっています。

そこで、令和4年12月に本条例を制定し、小国郷外からの入学生確保のため小国中学校寄宿舍（ほこすぎ寮）の一部を高校生に開放したものであります。令和7年度に地域みらい留学で2人の高校生が入寮しましたが、小国中学生の寄宿舍開設日にしか宿泊することができず、週末の住まいに関し不便であることが課題となっていました。

そこで、週末に食事の提供はありませんが、舎監を配置することで週末でも宿泊を可能とし、より充実した生活拠点となるよう条例改正を行いたいものです。週末の宿泊には1泊当たり千円を加算することとしています。

条例改正後は、安心して暮らせる住まいも宣伝材料とし、小国高校の魅力化を支援しながら、令和9年度以降の地域みらい留学生の確保を図るものです。

以上の経緯・理由から条例改正の提案をさせていただくものです。ご審議方よろしくお願いいたします。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

教育委員（木下勇児君） これでいくと夏休みとかを想定しているということで、土日だけでなく泊まれるのか。

事務局長（後藤栄二君） これに関しては、議案第2号の規則の方で細かく定めておりますので、そちらで説明させていただきます。

教育長（村上悦郎君） その他ございませんか。ご質問等がなければ採決に入ります。  
議案第1号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第1号「小国高等学校町営寄宿舍設置条例の一部を改正する条例の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程第6、議案第2号「小国高等学校町営寄宿舍管理運営規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案集1ページ下段をご覧ください。

議案第2号、小国高等学校町営寄宿舍管理運営規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第11号の規定により、小国高等学校町営寄宿舍管理運営規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

右肩に2と書いてある改正本文と資料2の新旧対照表をご覧ください。議案第1号の条例改正に併せ、規則を改正するものであります。これまでは、小国中学生と同じように、小国高校生は、週末に保護者のもとに帰宅させるものとしておりました。議案第1号でも申しましたように、週末泊まれない不便さを解消するために、高校の長期休業日、いわゆる夏休み、冬休み、春休みには保護者のもとに帰宅させるものとし、週末は宿泊を可能にするための改正であります。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、申し上げます。

教育委員（木下勇児君） ただし書きを削った根拠、理由を教えてくださいと思います。

事務局長（後藤栄二君） 内部で残そうかという話はしたのですが、もちろん、災害等あるときは帰れない状況が想定されますので、事務局が高校と話し合いながら泊めさせることを可能にしたいと思っています。ただし書きを残した方がわかりやすいのであれば修正したいと思いますが、いかがでしょうか。

教育委員（木下勇児君） はい、お願いします。積雪とかこれに該当する可能性があるかもしれないので、帰れなくなったときの対応として、この条文があった方が逆にしやすいのではないかと思います。

事務局長（後藤栄二君） ただし書きを残すところで修正したいと思います。以上です。

教育長（村上悦郎君） その他ありませんか。ご質問等がなければ採決に入ります。議案第2号について原案を一部修正することでご異議ございませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第2号「小国高等学校町営寄宿舎管理運営規則の一部を改正する規則について」は原案を一部修正することに決定しました。

続いて、日程第7、議案第3号「小国町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案集2ページ上段をご覧ください。

議案第3号、小国町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第11号の規定により、小国町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則について別紙のとおり提出する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

右肩に3と書いてある、改正本文をご覧ください。令和7年6月に成立した改正給特法及び県条例に基づき、サービスを監督する教育委員会が、文部科学大臣が定める指針に即し、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために、講ずべき措置に関する指針として本規則を定めるものです。

本規則は第1条に趣旨、第2条に用語の定義を規定しています。第3条には時間外在校等時間の上限として、1か月45時間、1年360時間と規定し、一次的、突発的な時間外業務については、1か月100時間未満、1年720時間未満と規定しています。また、5か月の平均時間が80時間を超えないこと、1年のうち45時間を超える月が5か月を超えないことも合わせて規定しております。小国町教育委員会としましても、この規定に基づき、小国小・中学校から提出される毎月の定例報告をもとに、これらの要件を満たす職員がいないかチェックを行い、必要に応じて校長を通じて指導改善を図ってまいります。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。議案第3号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第3号「小国町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第8、議案第4号「小国町坂本善三美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案第4号、小国町坂本善三美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第11号の規定により、小国町坂本善三美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について別紙のとおり提出する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

右肩に4と書いてある改正本文と資料3の新旧対照表をご覧ください。これまで、本規則第5条で観覧料の減免を規定し、減免を第1号で身体障害者等、第2号で町内の小・中・高・支援学校児童生徒、第3号で町内の学校の授業・社会見学での観覧者を対象としておりました。小国町民に対しましては、イベント企画の期間に限り入館料を免除としておりましたが、今回の改正で、年中、免除にすることにより町民にひろく芸術に触れる機会を提供したいと考えています。説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

教育委員（木下勇児君） 確かこれは美術館の運営協議会で話題に上がっていたかと思えます。改正することは良いことだと思いますが、入館料が例年、町内の割合がどのくらいありますか。

文化振興係長（山下弘子） イベント以外でお金を払って入館される町民の方は、体感として20組です。

教育委員（木下勇児君） 一般入館料の減少に影響があることはないと思われるので、是非、町民の方に無料なのでお越しく下さいと宣伝すれば、親せきや知り合いの方を連れてきてもらうことで逆に入館料アップに繋がるのではないかと思います。

教育長（村上悦郎君） その他ありませんか。ご質問等がなければ採決に入ります。議案第4号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第4号「小国町坂本善三美術館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」は原案のとおり（一部修正により）とすることに決定しました。

続いて、日程第9、議案第5号「令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案第5号、令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第12号の規定により、別紙について、令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

右肩に5と書いてある、一般会計補正予算第8号をご覧ください。今回の補正につきましても、昨年3月に出された人事院の最終提言を踏まえ、熊本県人事委員会が10月に勧告を行いました。この勧告に基づき、小国町では2月17日の臨時議会で一般職員の給与に関する条例改正及びこれに関連する補正予算が可決されました。今回の補正は、一般職員及び会計年度任用職員の給与又は報酬と期末手当、共済費及び通勤手当となる旅費の補正になります。条例改正は増額となる内容になっておりますが、一部、雇用実績に伴う減額補正もございます。説明は以上です。議会の後の意見徴収とはなりますが、ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、申し上げます。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。議案第5号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第5号「令和7年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程第10、議案第6号「令和7年度小国町一般会計補正予算（第9号）の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案第6号、令和7年度小国町一般会計補正予算（第9号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第12号の規定により、別紙について、令和7年度小国町一般会計補正予算（第9号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

右肩に6と書いてある、一般会計補正予算第9号をご覧ください。今回の補正につきましては、事業実績に伴う補正となっております。各項ごとの補正額は、表紙の第1表のとおり、教育総務費が10万円の減額、小学校費が353万8千円、中学校費が649万円、社会教育費が252万1千円、保健体育費が253万円の、いずれも減額補正で、教育費合計1,517万9千円の減額補正となっております。

まずは、2ページをお開きください。歳出から100万円以上の減額を説明いたします。中段になります項の3小学校費、目の1学校管理費、節の17備品購入費のICT関連機器購入費マイナス190万円、同じく下段の項の4中学校費の目の1学校管理費のマイナス200万円は、児童生徒1人1台端末を県の共同調達で契約した実績による減額補正となります。

次に3ページをお開きください。上段の、項の4中学校費、目の2教育振興費、節の18負担金補助及び交付金の修学旅行補助金マイナス244万円は、当初、台湾への修学旅行を計画しておりましたが、従来どおりの国内関西方面への修学旅行となりましたので、その減額補正となります。

同じく3ページ、項の5社会教育費、目の1社会教育総務費の一番下、節の20貸付金の小国町奨学金貸付金122万4千円は、貸付者がいなかったため、全額を減額するものです。

次に4ページ上段、項の6保健体育費、目の1保健体育総務費、節の7報償費、中学校地域クラブ指導者謝礼マイナス200万円も実績に伴う減額補正となって

おります。

次に、1ページをお開きください。歳入につきましても、実績による増減となっています。下段にあります款の20諸収入、項の5雑入、目の1雑入、節の1雑入の地域みらい留学負担金50万円の増額補正は、高校生に係る舎監等の寄宿舍経費を折半で南小国町から負担いただくものです。

説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。議案第5号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第6号「令和7年度小国町一般会計補正予算（第9号）の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程第11、議案第7号「令和8年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案第7号、令和8年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第12項の規定により、別紙について、令和8年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

右肩に7と書いてある令和8年度一般会計予算をご準備ください。別途資料としまして、資料4の予算概要説明、資料5の委託料等の調書、A3のカラー用紙になります資料6歳入歳出予算の概要をお配りしていますので、併せて参考にさせていただきたいと思っております。

初めに歳出の方から説明します。一般会計予算6ページの第1表歳出予算をご覧ください。教育委員会が所管する部分は、款の9教育費の4億8,054万1千円のうち、項の5社会教育費、目の3集会所運営費52万1千円を除いた総額は4億8,002万円で、一般会計予算全体の7.6%となっており、前年度と比較して

495万9千円増、率にして1.0%の増額となっています。この増額は、主に職員人件費などの増額によるものです。詳しくはページを追って説明します。

ページが飛びまして、85ページをお願いします。目の1教育委員会費は、教育委員会を運営する費用となっています。

その下の、目の2事務局費は、人件費をはじめ事務局の必要経費です。86ページの節17備品購入費に公用車購入費240万円を計上しています。節18負担金補助及び交付金に、小国高校支援補助金288万円を、87ページに小国高校地域みらい留学事業補助金362万4千円を計上しています。地域みらい留学事業は、小国高校存続のために全国展開している地域みらい留学事業に参画し、全国募集に係る活動費や地域みらい留学生に対する補助金で、南小国町と2分の1ずつ負担するものです。この事業には、県の高校魅力化コンソーシアム補助金149万9千円を充当します。

同じページの上段、目の3小中高連携事業推進費は、学校運営協議会運営費や、節11役務費の検定手数料として、児童生徒に対する英検や漢検の検定手数料を計上しています。

次に同ページ中段、項の2幼稚園費、目の1教育振興費は、私立小国幼稚園への補助金を計上しています。

続いて、項の3小学校費です。令和8年度の児童数は1月15日の基準日で対前年度13人増の280人を見込んでいます。

87ページ下段から、目の1学校管理費となります。節の1報酬では校医などの報酬、その報酬から節の4共済費にかけて、会計年度任用職員として生活・学習活動支援員5人、図書事務1人分の人件費を計上しています。次に89ページ、節12委託料では、3年契約の2年目となるスクールバス委託料5,505万円を、語学指導として190万1千円を、委託料最下段の小学校校舎LED化設計業務委託料は、主に校舎電灯をLED化するための設計業務で500万円を計上しています。同じく、92ページ、節の13使用料及び賃借料のシステム使用料は、児童生徒の出欠や指導要録等を管理するシステムと、教職員の出退勤管理やスケジュール管理を行う校務支援システム使用料134万円を計上しています。その下の節の17備品購入費のICT関連機器購入費1,260万円は、1人1台端末175台の更新費用です。端末の更新は、バッテリーの持ちなどから5～6年が目途とされており、令和7年度の小・中6学年分の更新に引き続き、残りの3学年分を更新予定としています。財源に国庫補助金531万6千円を充当しています。

次に90ページ、目の2教育振興費、節の7報償費の入学祝金は1人当たり5千円を、入学祝品では黄色い帽子を支給します。節18負担金補助及び交付金の修学旅行補助金は、1人当たり15,000円を上限に2分の1の補助を行うもので54万円を計上しています。節の19扶助費は就学援助費として46人分を計上しています。

続いて中学校費です。令和8年度の生徒数は1月15日の基準日で対前年度5人

増の132人を見込んでいます。

90ページ下段から、目の1学校管理費になります。こちらも小学校費同様に中学校の教育活動に必要な経費を計上しております。節の1報酬では校医などの報酬、その報酬から節の4共済費にかけて、会計年度任用職員として生活・学習活動支援員3人、図書事務1人分の人件費を計上しています。次に91ページ下段、節の12委託料では、語学指導委託料として371万3千円を計上しています。92ページ委託料最下段の中学校校舎LED化設計業務委託料500万円、それから92ページ、節の13使用料及び賃借料のシステム使用料134万円は、小学校費と同様に計上しています。

下段の目の2教育振興費、節の7報償費の入学祝金は、1人当たり5千円を、節の18負担金補助及び交付金の修学旅行補助金は、国内の場合は上限4万円、国外の場合は上限10万円とし、国外でも対応できるように400万円を計上しています。93ページ、中学校制服購入補助金は、前年度の目的寄付金からの基金を充当し、1人当たり上限4万円として180万円を計上しています。

93ページ、目の3寄宿舎居住費につきましては、小国中学校及び小国高校の寄宿舎「ほこすぎ寮」の運営経費を計上しております。令和8年度の入寮予定数は、中学生男子15人、女子6人、高校生女子2人、合わせて23人を見込んでいます。節の2給料から節の4共済費までは、舎監3人、調理員2人の人件費になります。条例改正で提案させていただきましたが、令和8年度から高校生が週末でも宿泊できる舎監体制とする計画です。94ページの節の17備品購入費は、食器洗浄機と温蔵庫各1台の193万円を計上しています。

続いて、同じく94ページ、項の5社会教育費の、目の1社会教育総務費です。こちらは主に地域学校協働活動、人権教育の関係経費を計上しています。95ページ、節の18負担金補助及び交付金で、各種団体等への補助金を計上しています。その下、節の20貸付金、小国町奨学金貸付金は、大学生2人分(月額4万5千円)、高校生1人分(月額1万2千円)の122万4千円を計上しています。節の24積立金は、償還者2人の返還金と利子収入を基金に積み立てる予定としています。

95ページ下段、目の2公民館費では、小国町文化祭、二十歳のつどいなどの経費を計上しております。

96ページ下段、目の4文化財保護費、節の7報償費では、国の補助金を活用し、町無形文化財の保存を目的とし伝統文化親子教室講師謝礼45万6千円などを計上しています。97ページ、節の11役務費の樹木医診断料は、国と町指定の天然記念物の維持管理を行うため41万円を計上しています。

同じく、97ページ下段、目の5交流多目的施設費には、5年ごとに行う町の読書活動基本計画策定に伴う経費を節7報償費などに計上しています。

次に98ページ中段、目の6町民センター費は、センターの維持管理を行うための経費で、ほぼ例年と同じ予算内容となっています。

次に99ページ、目の7坂本善三美術館費では、坂本善三美術館運営に必要な経費を計上しております。節の10需用費の修繕費では、敷地内にある老朽化した木

橋の補修で310万円のうち200万円を計上しています。

続いて100ページ下段、項の6保健体育費です。目の1保健体育総務費は、スポーツ推進委員の経費、部活動の地域移行に伴う経費、各種団体や大会補助金が主なものとなっています。節の7報償費、中学校地域クラブ指導者謝礼は、1時間当たりの単価を50円上げ、1,050円に変更して556万5千円を計上しています。101ページ、節の18負担金補助及び交付金の下から4番目、中学校部活動九州・全国大会参加補助金は実績に基づき150万円計上しています。

続いて、101ページ中段、目の2体育施設費は、林間広場、小国ドーム及び旧小学校体育館の施設管理の経費を計上しています。節の10需用費の修繕費786万5千円のうち主なものは、旧万成小体育館屋根塗装修繕270万円、同じく雨漏り修繕153万円、林間広場トイレ改修165万円を予算計上しています。102ページ、節の17備品購入費144万8千円のうち主なものとして、熱中症対策として大型扇風機4台46万5千円、スポットクーラー4台40万円、林間広場防球ネット2台35万円を予算計上しています。

102ページ中段、目の3給食センター費です。学校給食センターは事務長1人、調理員8人の体制で、県立支援学校の委託分を含めて1日約550食分、年間約190日の給食を提供すると見込んでいます。節の10需用費の賄材料費は、令和7年度の実績に基づき、小学生が月額5,700円、中学生と教職員等が月額6,800円で3,770万2千円を計上しています。学校給食費改定等については、歳入の方でご説明いたします。

続いて、歳入を説明します。教育委員会所管の歳入総額は5,895万2千円で、前年度と比較して57万円4千円、率にして1%の減額となっています。

歳入は、所管の箇所が飛び飛びになっていますので、ページを追って説明します。15ページをお開きください。

目の6教育使用料の、節の1職員住宅使用料から節の5坂本善三美術館入館料までの計378万4千円が所管となっています。

次に17ページ中段、目の5教育費国庫補助金の、節の1小学校費補助金から節の3社会教育費補助金までの計728万円が所管となっています。このうち、節の1小学校費補助金の最下段、公立学校情報機器整備費補助金531万6千円は、1人1台端末整備の補助金になります。

それから3ページ飛んで、20ページ中段、目の6教育費県補助金の、節の1教育総務費補助金から節の5保健体育費補助金の計1,926万8千円が所管となっております。このうち、節の5保健体育費補助金の1,590万1千円は、小学校給食費無償化に係る負担軽減交付金になります。

次に21ページ中段、項の3県委託金の、目の5教育費委託金582万7千円は、県立小国支援学校への給食提供に対する委託金です。

次に22ページ下段、繰入金の下から4段目、目の2奨学金事業基金繰入金122万4千円、23ページ最下段、諸収入の、目の2奨学金貸付金元金収入81万円、それから24ページ中段からの、目の1雑入、節の1雑入の上から1段目の電話料

外1万円、2段目の寄宿舍宿泊負担費242万6千円、3段目の体育施設自動販売機収入25万円、下から5段目、ミュージアムショップ売上43万2千円、その下、美術教室参加費3万円、25ページ雑入の下から3段目、日本スポーツ振興センター負担費17万6千円、その下、地域学校協働活動子ども保険料2万9千円、地域みらい留学負担金50万円の計8項目385万3千円が所管となっています。同じく25ページ中段、目の2給食収入の、節の1学校給食収入1,682万6千円が所管となっています。

学校給食費は、令和7年度に小・中学校とも月額100円の値上げを行い、小学校が月額4,100円、中学校が4,700円とし、物価高騰に伴う不足分は町が補填をしております。令和7年度の賄材料費の実績に基づいた学校給食費の算定し、「小国町学校給食センター運営要綱」の一部改正を行いました。令和8年度から小学校が月額5,700円、中学校等が月額6,800円に値上げを行います。町としましては、子育て支援の施策の一環として、小学生は、国・県からの軽減交付金が1人当たり月額5,200円見込まれますので、町が500円を補填し完全無償化とします。中学生は軽減交付金が見込まれませんので、町が月額2,100円を補填することで増額分を軽減し、保護者負担額は令和7年度と同じく月額4,700円に据え置くこととしています。教職員や県立支援学校分は、軽減等を行わずに改定した給食費で負担をしていただく予定としています。最後に、産業課が主になって、学校給食に令和8年度から小国ジャージー牛乳を復活させるところで事務を進めていることを申し添えます。以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願います。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、願います。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。議案第7号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第7号「令和8年度小国町一般会計予算の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第12、議案第8号「令和7年度小国町入学準備金（就学援助費）申請児童生徒の認定について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君） 議案第8号、令和7年度小国町入学準備金（就学援助費）

申請児童生徒の認定について

学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき小国町就学援助規則（平成22年教委規則第3号）第5条第1項及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第2条の規定により、令和7年度小国町入学準備金（就学援助費）申請児童生徒の認定について別紙のとおり提出する。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

この「認定に係る資料」を配布しております。この説明について、学校教育係長の原山が説明いたします。

学校教育係長（原山慶士君）【概略】令和7年度就学援助児童生徒数の状況及び令和7年度入学準備金（就学援助費）の2月24日現在の申請者数や制度内容の説明を行い、個別の申請内容を説明した。

【以下、申請者の具体的な説明内容、質疑応答及び審議内容は個人情報保護のため省略する。】

教育長（村上悦郎君）ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君）ご質問等がなければ採決に入ります。議案第8号について原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君）異議なしと認めます。よって議案第8号「令和7年度小国町入学準備金（就学援助費）申請児童生徒の認定について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程第13、同意第1号「小国町社会教育委員の選任について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（後藤栄二君）議案集5ページ上段をご覧ください。同意第1号、小国町社会教育委員の選任について

小国町社会教育委員を別紙のとおり選任したいので、社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項、第2項の規定及び教育長に対する事務委任規則（昭和41年教委規則第5号）第1条第13項の規定により、教育委員会の同意を求めます。令和8年2月24日提出、小国町教育長村上悦郎でございます。

右肩に9と書いてある社会教育委員名簿と資料7をご準備ください。小国町の現

社会教育委員5人全員の任期が、令和8年3月31日をもって任期満了となるため、令和8年4月1日から令和10年3月31日まで2年間の任期で、名簿の方々5人の同意をお願いするものです。全員の方が再任となっています。また、資料7では、表面に社会教育委員の関係法規を抜粋し、裏面の小国町社会教育委員条例に委嘱の基準や定数、任期などが規定されています。説明は以上です。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ採決に入ります。同意第1号について原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって同意第1号「小国町社会教育委員の選任について」は原案のとおり同意することに決定しました。

続いて、日程第13「その他」となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあればお願いします。

事務局長（後藤栄二君） 事務局から8点報告します。

1点目、小国中学校制服購入費臨時補助金交付要綱の一部を改正する訓令についてです。資料8をご覧ください。本要綱は、期間が1年間の時限付き要綱としておりました。本事業の財源となる一般社団法人学びやの里から寄付をいただいた際に、一部改正を行い、その都度、期間を1年間延長してきましたが、寄付者から寄付をしない旨を受けた際に、要綱の廃止の訓令を施行するほうが、業務上管理がしやすいため、改正するものです。こちらは3万円を限度に補助する要綱になります。

2点目、小国町立小中学校職員の時差出勤に関する要綱の制定についてです。資料9をご覧ください。本要綱は小国小・中学校の教職員を対象に、働き方改革の一環として、時差出勤を行えるようにするため制定を行うものです。夏休みなどの長期休業期間中に、教職員の勤務形態を複数用意することで、ワークライフバランスの実現に寄与することを目的としています。承認は校長裁量としています。

3点目、小国町立学校職員安全衛生管理規程の制定についてです。資料10をご覧ください。本規定は、労働安全衛生法の規定に基づき、規定するものです。県事務所からも未整備の教育委員会は整備するよう依頼もありました。本規程の、第3条から5条に教育長、校長及び職員の責務を規定しています。小国小・中学校の規模では、第7条に規定する衛生推進者を置かなければなりません。その他健康診断の実施と事後措置を行うこと内容となっています。

4点目、小国町学校給食センター運営要綱の一部を改正する訓令についてです。資料11をご覧ください。当初予算でも説明しました給食費を改定するため一部を改正するものです。第7条給食費の負担で、小学校の児童及び職員は、月額4,100円から5,700円に1,600円、値上げ、中学校の生徒、教職員及びセンター職員は4,700円から6,800円に2,100円値上げを行うものです。併せて、第9条で日額の給食費も値上げの改定を行っています。改定額については、令和7年度の1食当たりの給食費平均から換算し算出しております。

5点目、小国町立学校給食費無償化及び軽減実施要綱の制定についてです。資料12をご覧ください。当町においても、保護者の経済的負担の軽減と、子育て支援に資するために、令和8年度から小学校児童の給食費の完全無償化と、中学校生も値上がりした月額2,100円を軽減し、現行の月額4,700円を負担とする要綱を定めることとしました。なお、第4条第3項にありますように、別の制度で給付を受けた場合、例を申しますと、生活保護法に基づく教育扶助を請ける要保護児童生徒や、特別支援学校に通う児童生徒は、特別支援教育就学奨励費が優先されますので、この要綱の適用とはなりません。

6点目、小国中学校制服購入費補助金要綱の一部を改正する訓令（案）についてです。資料13をご覧ください。資料8で説明しました臨時補助金と同様に3年間の時限付き要綱としておりましたので、その附則を削除するものです。改正についての決裁を終えていませんので、案として報告しております。

7点目、児童生徒等の表彰についてです。資料14をご覧ください。今年度の小国町児童・生徒等表彰規則の規定による表彰者、後期5名です。裏面の規則第2条の表彰を受ける者で、第2条第3号の該当者です。

最後に8点目は、情報誌等配布物の報告です。Edu News125号、東研情報1月号、時報市町村教委No.320号を配布しております。長くなりましたが、以上、報告をおわります。以上で、報告をおわります。

教育長（村上悦郎君） この他に何かありませんか。

教育委員（高村さつき君） 2月20日に小国高校の学校運営協議会に参加してきました。その日がちょうど生徒さんたちのプレゼンがあって、私は時間的に行けなかったんですけど、教育長さんとか見られ、とってもすばらしい発表だったっていうことだったので、会議のときに、「おぐちゃん」とか「南チャンネル」とかで小国高校の発表発信する場所があるので、そこでプレゼンをしたら町内の方とかにも見ていただいて、小国高校を身近に感じるんじゃないかっていう願いをしてきました。

あとは売店を充実させたいということで生徒さんにアンケートをとって、何かその売店の中にもいろんなものを置いたりしたいっていうことで、話し合いを進められているそうです。

あと、地域みらい留学のこともさっきありましたけれども、今年度は全然いらっ

しやらないということで、何かみらい留学で成功してるところは自治体も一緒にブースでアピールして、自治体のアピールのポイントとかもあるってということなので、これからアピールポイントを考えていかなければいけないということでした。

あと、小国高校生が西里テラスをとっても活用しているということで、町長さんも西里テラスの改装をしてよかったってことを言われてました。

あと、小国中が入試の前期試験で全然受けてなくて、ちょうど校長先生がいらっしやったので聞いたら、前期試験は結局面接と作文だけなので、勉強のほうで頑張りたいということで、後期試験で全員受け入れるということでした。市内の公立の高校を受ける子どもたちとも一緒にずっと勉強を頑張るってことを言っていました。

あと、すいませんが私の任期が終わりますので、来年度の学校運営協議会の方の選出をお願いしますということと言われましたので、よろしくお願いします。以上です。

教育長（村上悦郎君） どうもありがとうございました。学校運営協議会の件で、高校はもう早くからありますか。

教育委員（高村さつき君） 年2回しかないが、運営協議会としては一応入学式とかに呼ばれます。

教育長（村上悦郎君） 早い時期なので教育委員会が開けない場合は、今回までお願いして引継ぎをしてもらいたいと思います。

教育長（村上悦郎君） この他に何かありませんか。

教育委員（木下勇児君） 三つありまして、一つは、この間、二十歳のつどいの方に議員さんとか保護者の方からの意見ってということで、保護者をあそこの会場の後ろに入れてもらえんかなというような御意見を頂きました。もともとコロナ感染対策ということで、制限を1メートル以上は離して席を配置するということで、情報企画センターも使えないっていう状況だったので、ここの3階でやって、その該当者だけ入れるのでも精いっぱいというところでスタートして、この下で保護者の人たちに見てもらおうというかたちで進めてきたけれども、感染対策もかなり緩和されてきてる中で対応も可能じゃないかなということで、これについては是非また教育委員会のほうでも検討していただければと思います。こちら1階の会場設営の負担も少し減るかなというところもちよっと感じる部分もありますので、来年に向けての検討ということをお願いしたいというふうに思います。

もう一つは、スクールバスで、もう10数年前スタートしたときに、どうしても急な雨風の際に、子どもたちがバスを待つ時間が長いということで、どうしてもそのバス停のところにそういう軒先が確保できないということで町内に4か所、町

でバス停を設営してます。その中の一つが宮原の戸角にあるバス停ですけれども、もう今そこを実際は使ってない。違うところでバス停を設置してるということで、使ってないバス停があるので、そこは民間の土地を無償でお借りしてる状態ですので、ちょっと早めに代替案というか、必要な場所があればそちらに持っていくなど、やはり対応の検討をお願いしたいということ。

もう一つは、さっき局長のほうから説明のあった学校に安全衛生委員会を設置するということですが、例えば産業医を置くなど、経営経費的な部分は予算に反映されていますか。

事務局長（後藤栄二君） 二十歳のつどいとスクールバス停の件は検討いたします。産業医は従業員50人以上の全て事業所が義務化なんですけど、小国町は、総務課の方で首長部局と教育委員会も一緒にさせていただいております。産業医は公立病院の先生にして頂いて、ストレスチェックの方も、総務課が取りまとめて県費の教職員も合わせてさせていただいています。また、ストレスチェックで気になる方があれば、希望者は産業医と面談ができるようになっていくところになってます。ストレスチェックだけは教育委員会の方で予算化しています。

教育長（村上悦郎君） この他に何かありませんか。

教育委員（時松比佐代君） 小国町の文化祭前に功労者表彰というのがあってたんですが、やっぱり高齢の方が壇上に登られるとき大変だろうなあと、ちょっと気づいたところでした。何か対応工夫できたらなあと思いました。

それと、小国ドームの山側、裏ですね、そこがすごくなんか汚くなっているという話を聞いておまして、私の方がちょっと見には行けてないんですが、ドームが空いてないときに、裏で、トイレをされたりとかそういう跡があったりするということをちょっと聞いてます。

これとまた別に、林間広場に、冬運動がてら行ったんです。そしたら、林間広場のトイレが、日が当たらないってことで凍ってて、それがあったからか分かりませんが、車をとめてた後ろに木がありまして、そこでトイレをされてる方がおられたんです。お年を召された方で多分、下が凍ってるから危ないと分かったんだろうかなあと思ったんですが、トイレを今度改修されるってということで、まだ場所とかも考えていただければと思ってます。以上です。

事務局長（後藤栄二君） 文化祭関係は、功労者の高齢者がちょっと階段上るときにということなので、そこは、来年度予算で山下係長からも提案があって、手摺りを作る予定としております。これは功労者表彰だけじゃなくて、文化祭に出られる方も高齢になっておられますので、そういったところで配慮するところです。

それから施設関係はこちらで再度確認をしたいと思います。ドーム後ろは、災害復旧をしていますが、私ども裏に行けてませんので、確認したいと思います。

林間広場の今回予算に上げている部分は、洋式化がメインで床の分まではちょっと予算に入れてないので、対応ができるか現場で確認します。今回、かなり寒が厳しくて凍結破損、床が凍るといような状況もあったかと思うので、なかなか床を暖めるシステムというのは、凍結防止ならすぐできるんですけども、ちょっと大がかりな工事になるかなと。そこは水捌けなどそういった対応ができればと思っております。以上です。

教育長（村上悦郎君） この他に何かありませんか。

教育委員（石松愛子君） 先ほど凍結の話で思い出したんですけども、小学校に塩カリが置いてあるんですか。小学校の先生たちの駐車場と児童玄関と来客用の玄関の前のところに赤いコーンが置いてあっても、雪でツルツルになって、子どもたちもだいぶ転んだみたいなので、何かもうちょっと安全にできればなあというのを思い出しました。

事務局長（後藤栄二君） 塩カリで建設課が持っているのは町道用で、学校が必要であれば周辺の町道に使うというところで、職員のほうに持っていったりしてます。今回も大雪が降った日に職員が出て、塩カリを撒いて除雪したんですけど、なかなか朝早いところは間に合わなかったかと思いますが、大体、雪が降ったときや凍結したときは事務局の職員が出て、なるべく学校の生方には負担にならないようにしているところです。なかなか行き届かないところもあるかと思いますが、そこは引き続きやっていきたいと思っております。

教育長（村上悦郎君） 今回の雪では、みんな協力して早めにもう前のときも教頭先生に塩カリがいるときは、役場からもらってねとかお話ししてたところであります。

教育長（村上悦郎君） この他に何かありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） なければ、閉会したいと思います。長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。これをもちまして、令和8年第2回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午前11時38分）

小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年2月24日

小国町教育委員会 教 育 長

教 育 委 員

教 育 委 員

教 育 委 員

教 育 委 員

事 務 局 長